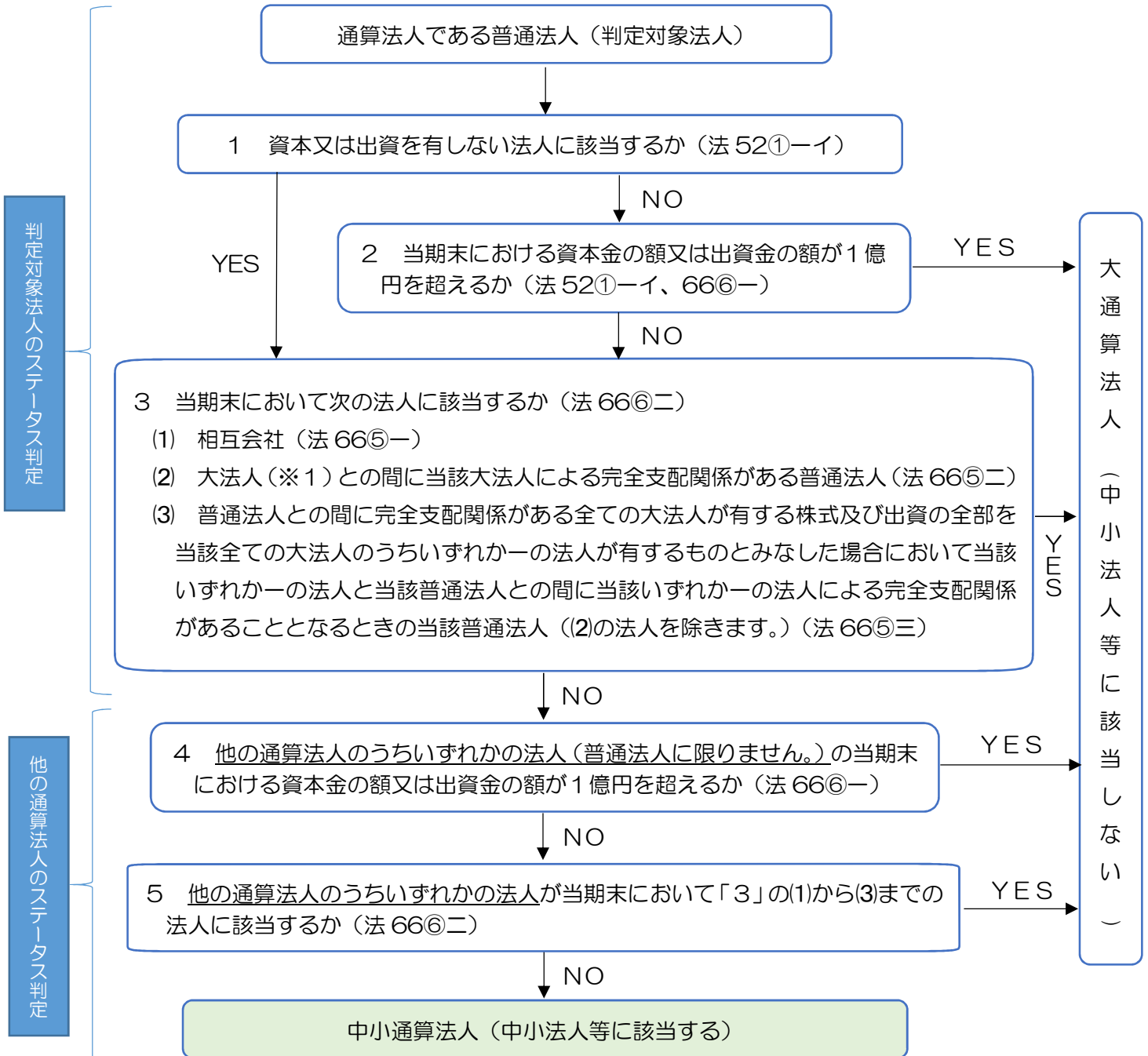


貸倒引当金の損金算入に係る中小通算法人の判定

1 貸倒引当金の損金算入

通算法人である普通法人が法人税法第 66 条第 6 項に規定する中小通算法人である場合には、その通算法人である普通法人は、法人税法第 52 条の規定により一定の額を限度として貸倒引当金勘定に繰り入れた金額を損金算入することができる同条第 1 項第 1 号に規定する法人（以下「中小法人等」といいます。）に該当します（法 52①②）。通算法人が中小通算法人（中小法人等）に該当するかどうかは、次により判定することができます。



(※1) 大法人とは、次のイ～ハの法人をいいます。

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 相互会社（外国相互会社を含みます。）

ハ 受託法人

(※2) 通算法人である協同組合等については、法人税法第 52 条の規定により一定の額を限度として貸倒引当金勘定に繰り入れた金額を損金算入することができます（法 52①一ロ）。

(※3) 判定対象法人である通算法人が中小通算法人に該当するかどうかの判定は、その通算法人及び他の通算法人の判定事業年度（その通算法人が貸倒引当金の規定の適用を受けようとする事業年度をいいます。）終了の時の現況により判定します。通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における判定についても同様です。

(※4) 判定対象法人である通算法人又は他の通算法人のうち、いずれかの法人が受託法人に該当する場合には、その通算法人は大通算法人となります（法 66⑥二）。

2 法定繰入率を適用することができる場合

通算法人である普通法人にあつては、中小法人等に該当する場合には、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算において法定繰入率を適用することができます（措法 57 の 9①、措令 33 の 7④）。ただし、その中小法人等が適用除外事業者（※1）に該当する場合には、この特例は適用されません。また、その中小法人等が適用除外事業者には該当しない場合でも、通算グループ内の他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当するときには、この特例は適用されません（措法 57 の 9①）。

(※1) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前 3 年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに 12 を乗じて計算した金額（設立後 3 年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付の規定の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと、基準年度において通算法人に該当すること等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が 15 億円を超える法人をいいます（措法 42 の 4⑱八）。

(※2) 通算法人である協同組合等については、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算において法定繰入率を適用することができます（法 52①一ロ、措法 57 の 9①）。